

坂井市告示第 1 1 4 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条第 1 項の規定に基づき、本市の字の区域及び名称を変更したので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

なお、この届出に係る字の区域及び名称の変更は、土地区画整理法（昭和 2 9 年法律第 1 1 9 号）第 1 0 3 条第 4 項の規定による春江中筋土地区画整理事業に係る換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成 2 2 年 7 月 2 0 日

坂井市長 坂 本 憲 男

字の区域及び名称の変更内容については、別紙「字の区域及び名称の変更調書」のとおり。

字の区域及び名称の変更調書

次の区域を坂井市春江町中筋100字に変更する。

大字	字	地番
春江町 中筋	12字 東一反半	28の1 29の1 30の1 31の1 32の1 33の1 33の2 34の1 34の2 35 36の1 37の1
春江町 中筋	18字 東頭北浦	1の1から1の4まで 2の1 2の16
春江町 中筋	19字 下東北浦	1から3まで 4の1 16
春江町 中筋	20字 北水久保	4の1から4の4まで 5の1から5の4まで 6から9まで 10の1から10の3まで 11 12 13の1 13の2 14 16の1 17 18の1 20から24まで
春江町 中筋	21字 水久保	1の1 1の2 2 3の1から3の5まで 4の1 4の2 5 6の1 6の2 7 8の1 8の2 9の1から9の3まで 10の1 10の2 11から13まで 14の1 14の2 15の1から15の3まで 16から18まで 25から27まで 28の1 29から32まで 33の1
春江町 中筋	22字 苗代	42の1 42の2 43の1 43の3
春江町 中筋	26字 北宅地	16、17の1及び17の8に隣接する道路である市有地の全部
これらの区域に隣接介在する道路、水路である市有地の全部		